

仕 様 書

1 対象業務及び所在地

(1) 対象業務

南区役所前庭花壇等管理業務

(2) 所在地

札幌市南区真駒内幸町2丁目2-1

2 履行期間

令和3年4月1日から令和3年12月31日まで

3 業務内容等

巡回点検は毎月実施し、各状態に応じた適切な養生及び手入れをすること。

(1) 花壇の管理

ア 花苗の管理（植栽、花ガラ摘み、施肥、薬剤散布、補植、灌水等）

(ア) 花苗植込 春（4月～5月）…パンジー 500株

夏（7月～8月）…サルビア 500株

(イ) 花壇内除草（期間中2回） 8㎡

イ ツルバラ・オウゴンシモツケの管理（除草、刈込、施肥、薬剤散布、灌水、冬囲い等）

(ア) ツルバラ管理 16株

(イ) オウゴンシモツケ管理 54株

(2) 芝生の管理（目土、施肥、薬剤散布、灌水等）

芝生面積 1,500㎡

(3) 樹木の管理（整姿剪定、刈込、施肥、冬囲い、薬剤散布等）

アカマツ	1本	アジサイ	4本
イタヤカエデ	1本	イチイ	9本
エゾムラサキツツジ	4株	エゾヤマザクラ	1本
エゾヤマツツジ	1株	ガクアジサイ	5本
カバレンゲツツジ	2株	ゴヨウマツ	1本
サクラ	1本	サクサドウダンツツジ	2株
シラカバ	1本	ドウダンツツジ	48株
ナツツバキ	1本	ノムラモミジ	1本

ブンゲンストウヒ	2本	メイゲツカエデ	1本
モンタナマツ	20本	ヤエザクラ	1本
ヤマブキ	12本	ヤマモミジ	2本
ライラック	2株		

(位置図 別紙のとおり)

(4) 野球場等の草刈 (時期は委託者と調整し期間中1回、刈払機による、片付なし)

ア 中ノ沢区民野球場 南区中ノ沢4丁目 5,000 m²

イ 簾舞区民野球場 南区簾舞380番地 5,000 m²

4 現場代理人及び主任技術者の選任等

受託者は、契約締結後速やかに現場代理人及び主任技術者を選任し、委託者に通知すること。

5 施行計画

受託者は、委託者と協議の上、適切な施行計画を立て業務を遂行し、下記の内容を記載した施行計画書を委託者に提出すること。

- (1) 作業工程表
- (2) 現場組織表 (施行体系図を含む)
- (3) 使用車両
- (4) 施行管理計画
- (5) 緊急時の体制及び対応
- (6) 安全管理

6 業務報告書の提出

受託者は、各月の業務を完了したときには、写真を添付した業務報告書を委託者へ提出すること。

7 業務の検査

- (1) 業務完了後に手直し又は検査を行なうことが困難であるような箇所については、委託者の検査を受けた後でなければ次の作業に着手してはならない。
- (2) 業務完了の検査にあたっては、現場代理人又は主任技術者がこれに立ち会うこと。

8 諸法規の遵守

受託者は業務の施行にあたり、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法、環境基本法、農薬取締法、毒物及び劇物取締法、道路交通

法等の諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行なうこと。

9 休日又は夜間における業務

業務実施の都合上、休日又は夜間に業務を必要とする場合は、あらかじめ委託者の承諾を得ること。

10 保険

- (1) 業務委託の期間中は、各種社会保険に加入し、作業の期間中は任意の損害保険に加入しなければならない。
- (2) 道路交通法の適用を受ける機械の使用にあたっては、自賠責保険と同額以上の任意保険に加入し委託者の確認を受けなければならない。

11 現場管理

- (1) 作業時間は第三者に対する危険防止からも、特に委託者が認める場合以外、日没後に施行してはならない。
- (2) 作業終了後は、後片付けはもちろん、作業指示区域の周囲を清掃し、ゴミ等はその日のうちに処理すること。
- (3) 作業終了後は、機械その他の工具等を一切置かないこと。
- (4) 受託者は業務の施行にあたり、現場の環境を阻害することのないよう、その保全について十分に注意すること。

12 安全管理

受託者は、業務の履行にあたり適切な安全対策を施し、事故のないよう安全管理には万全の注意を払うこと。また、事故に対する一切の責任を負うこと。

13 事故報告

受託者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、あるいは人命に損傷を生じたとき、又は第三者に損害を与えた事故が発生したとき、備品・設備等を破損したときは、直ちにその状況を委託者に報告のうえ、適切な処置をとり、業務事故報告書を委託者に速やかに提出しなければならない。

14 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 車両関係

ア 極力低公害車等の環境に負荷の少ない車両を使用すること。

イ 環境に負荷の少ない運転をすること。

(ア) 急発進、急加速、空ふかしをしないこと。

(イ) 適正な空気圧、経済速度で走行すること。

(ウ) 不要な荷物等を積まないこと。

ウ アイドリングストップを徹底するなど、燃料の節約に努めること。

(ア) 駐停車する場合には、エンジンを止めること。

(イ) 必要以上の暖機運転及び冷暖房のためのアイドリングを自粛すること。

エ 作業員等の人員輸送については、なるべく公共交通機関の利用に努めること。

また、車を使用する場合は、乗り合わせを行い必要最小限度にとどめること。

(2) その他

ア 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。

イ 本業務の履行において使用する商品・材料等については極力環境に配慮したものをを使用すること。

15 剪定枝等のリサイクルの促進

剪定枝、幹、根などの樹木（以下「剪定枝等」という）については、有機系資源の有効利用を促進する観点から、下記の剪定枝等のリサイクル施設へ搬入すること。

・剪定枝等のリサイクル施設

一般財団法人 札幌市環境事業公社 Tel 791-6770

施設所在地：北区篠路町福移 153 番地 ごみ資源化工場敷地内

※ 受入基準、受入時間、手数料などは、同社へ問い合わせること。

16 服装及び身分証明書の携帯

受託者は、作業従事者に対して制服又は腕章を着用させること。また、従業員に身分証明書を交付し、常時携帯させること。

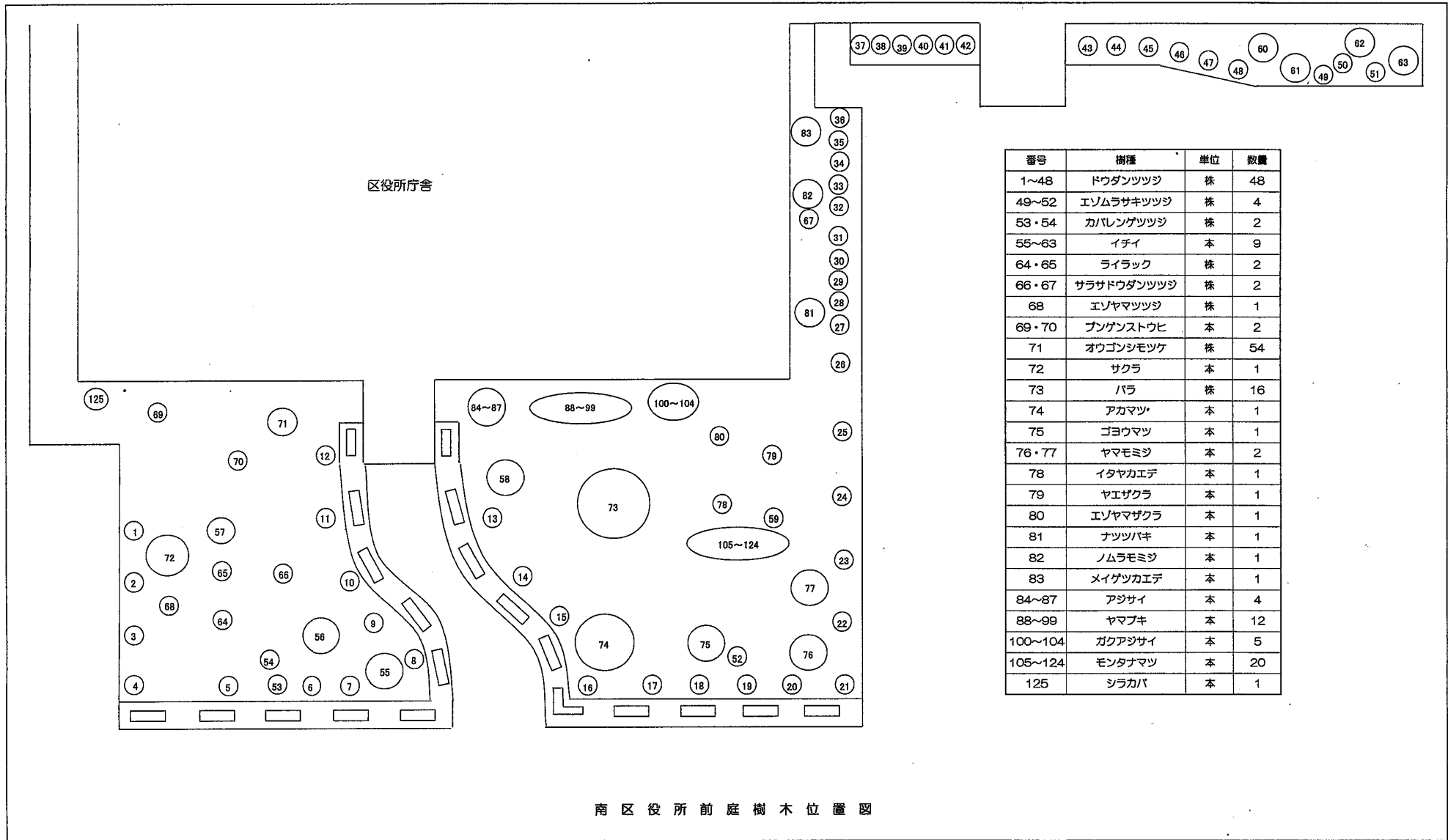
17 用具等

業務に必要な車両及び機器用具、消耗品等は、受託者の負担とする。

18 その他

(1) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、必ず委託者の指示を受けること。

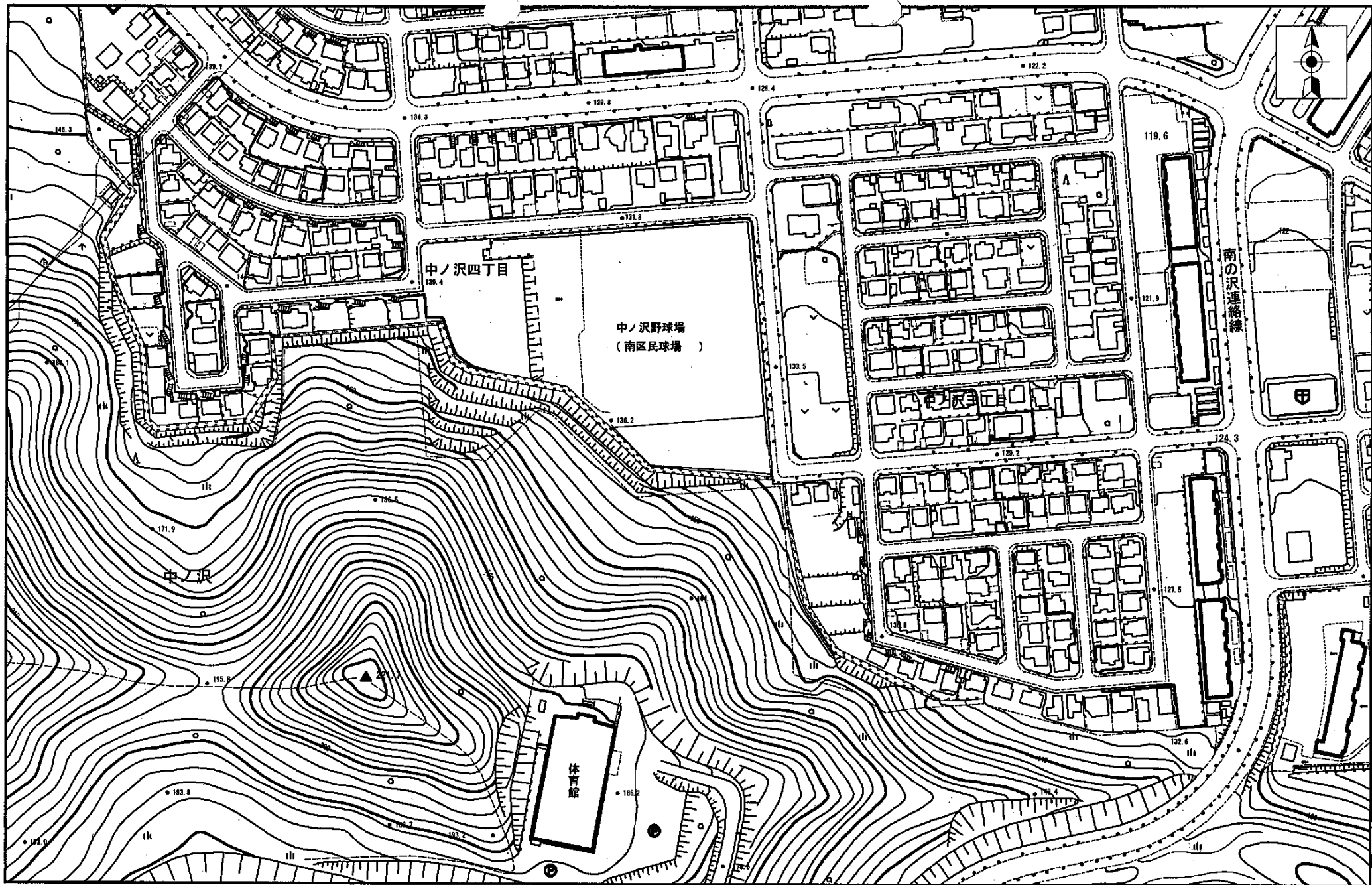
(2) この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施すること。



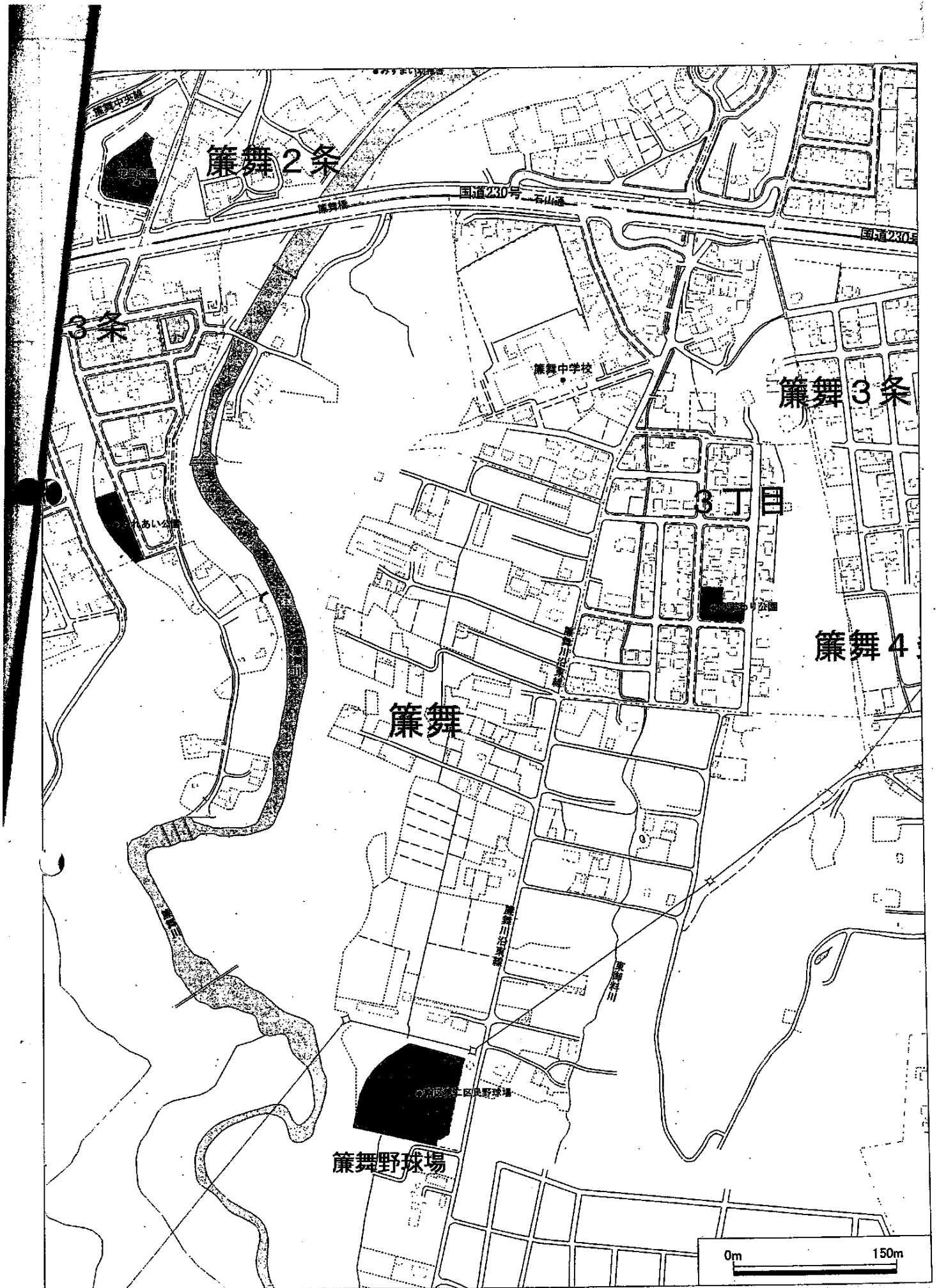
区役所庁舎

番号	樹種	単位	数量
1~48	ドウダンツツジ	株	48
49~52	エゾムラサキツツジ	株	4
53・54	カバレンゲツツジ	株	2
55~63	イチイ	本	9
64・65	ライラック	株	2
66・67	サラサドウダンツツジ	株	2
68	エゾヤマツツジ	株	1
69・70	ブンゲンストウヒ	本	2
71	オウゴンシモツケ	株	54
72	サクラ	本	1
73	バラ	株	16
74	アカマツ	本	1
75	ゴヨウマツ	本	1
76・77	ヤマモミジ	本	2
78	イタヤカエデ	本	1
79	ヤエザクラ	本	1
80	エゾヤマザクラ	本	1
81	ナツツバキ	本	1
82	ノムラモミジ	本	1
83	メイゲツカエデ	本	1
84~87	アジサイ	本	4
88~99	ヤマブキ	本	12
100~104	ガクアジサイ	本	5
105~124	モンタナマツ	本	20
125	シラカバ	本	1

南区役所前庭樹木位置図



1/2500



縮尺：1 / 4,313